

1 中華人民共和国国務院組織法の改正

2 中華人民共和国国家秘密保持法の改正

3 外国人ビジネスパーソンの中国における就労と生活に関するガイドライン（2024年版）

1. 中華人民共和国国務院組織法の改正

「中華人民共和国国務院組織法」の改正案が、2024年3月11日に全国人民代表大会により可決された。

今回の改正により同法が11条から20条に改正され、主な内容は以下の通りである。

- ① 最高国家権力機関の執行機関であり、最高行政機関である
と国務院の性質・地位、及び中国共産党のリーダーや人民
のために奉仕する等の国務院業務遂行上の指導理念の明確
化
- ② 中国人民銀行行長を国務院の構成員として追加する等によ
る国務院の機関及びその権限の健全化
- ③ 国務院全体会議及び常務会議それぞれの役割の規定等によ
る国務院会議制度の健全化
- ④ 国務院が合法的、全面的かつ正確的にその役目を果たすた
め、行政監督制度の健全や政務公開などの制度的な措置に
関する規定の増加

2. 中華人民共和国国家秘密保持法の改正

「中華人民共和国国家秘密保持法」の改正案が、2024年2月27日に全国人民代表大会常務委員会により可決され、2024年5月1日から施行される。同法は1988年に制定され、今回の改正は2010年に続いて2度目の改正であり、主な改正内容は以下のとおりである。

① 国家秘密の決定と解除

国家秘密の内容と保護等級の具体的な範囲について、他の中央政府機関と共同で決めるほか、国家秘密保行政管理機関が単独で決定することも可能になっている。また、国家秘密の決定にあたっては、必要性・合理性の原則及び科学的論証・評価を遵守し、状況の変化に応じて調整しなければならないと規定されている。国家秘密の見直しを定期的な見直しから年次見直しに改正し、秘密解除の見直し責任を果たさなかった場合の法的責任が規定されている。

② 科学技術による秘密保持の重視

国家秘密を保存・処理するコンピュータシステムの企画、建設、運用、維持は、国家秘密保持規定と基準に合致し、秘密保持施設と設備を備え、定期的にリスク評価を行うと要求され、各政府機関と単位は、コンピュータシステムの秘密保持管理を強化し、秘密保持自己監督施設を建設し、セキュリティと秘密保持のリスクと危険を適時に発見し、処理することが規定されている。国家秘密保持に使用されるセキュリティ・秘密保持製品及び秘密保持技術・設備は国家秘密保持規定と基準に合致し、サンプリング・二次検査制度を確立すると要求されている。

③ ネット情報及びデータの秘密保持管理

ネット情報の作成、複製、発信、広がり国家秘密保持規定を遵守すべきことが明確化されている。ネット運営者は、国家秘密漏洩が疑われる案件の調査・処理において、関係部門と協力しなければならず、インターネットなどの公共ネットワークを利用して公開された情報に国家秘密漏洩の疑いがあることを発見した場合、速やかに処理・報告し、関連機関の要請に基づき、国家秘密漏洩に関わる情報を削除し、関連設備の技術的処理を行わなければならないと規定されている。国家秘密に関わるデータ処理活動とその安全管理は、国家秘密保持規定に合致しなければならず、データの集計・相関に起因する秘密漏洩リスクを防止するために、制御・防止メカニズムを確立し、制御・防止措置を取ることが規定されている。

3. 外国人ビジネスパーソンの中国における就労と生活に関するガイドライン（2024年版）

「外国人ビジネスパーソンの中国における就労と生活に関するガイドライン（2024年版）」が、2024年3月5日に商務部により公布された。

当ガイドラインは、中国で就労、生活する外国人の注意事項、日常生活サービス、中国での滞在に関するサービス、中国での就労に関するサービスの4つの部分に分かれて、宿泊、SIMカード、キャッシュカード・クレジットカード、居留許可、工作許可、社

会保険、モバイル決済、交通機関、個人所得税の納付などの事項
をカバーしている。今後は毎年改正される予定である。

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。